

# 飼い犬の登録と 狂犬病予防注射を行いましょう



犬は生後91日以上になったら登録を申請し、狂犬病予防注射を行うことが法律で義務付けられています。登録は生涯に1回、狂犬病予防注射は毎年1回、必ず受けなければなりません。

狂犬病は、発症すると致死率がほぼ100%の大変恐ろしい病気です。近年、国内では発生していませんが、国外で感染した方が、帰国後発症・死亡した事例がありました。

狂犬病を防ぐためには、予防注射を行うことが最も有効です。集合注射会場又は動物病院で、必ず狂犬病予防注射を行ってください。

## ■定期集合狂犬病予防注射の実施

とき・ところ／右表のとおり

費用／3,300円（注射料2,750円＋注射済票交付手数料550円）※新規登録を行う場合は更に登録手数料3,000円が必要です

注意／●犬には必ず首輪をして、制御できる大人がご来場ください ●飼い犬の健康状態に異常がある場合や妊娠している場合、以前に予防注射を受けて異常があった場合は、受付時に申し出てください ●市内全ての会場で接種できます

問い合わせ／環境課生活環境担当（内線2416）



## 平成28年度定期集合狂犬病予防注射日程表

	と き	と ころ
4月11日(月)	9:30~10:30	袋神社
	11:10~12:00	高齢者福祉センター コスモスの家
	13:30~14:30	富士見公園(吹上)
4月12日(火)	9:30~11:45	あたご公民館
	13:30~14:30	鴻巣市役所
4月14日(木)	9:30~10:20	新宿第一公園
	11:00~11:50	下忍農村センター
	13:30~14:30	共和公民館(跡地)
4月15日(金)	9:30~11:30	鴻巣公園
	13:00~14:30	総合福祉センター
4月17日(日)	12:45~13:45	川里支所
	14:45~15:45	吹上保健センター
4月18日(月)	9:30~10:30	大芦氷川神社
	11:10~12:00	農協旧小谷支所
4月19日(火)	9:30~11:30	箕田公民館
	13:00~14:30	田間宮生涯学習センター
4月21日(木)	9:30~10:30	市民センター
	11:10~12:00	コミュニティふれあいセンター
	13:30~14:30	鴻神社
4月22日(金)	9:30~10:20	常光公民館
	11:00~11:50	笠原公民館
	13:30~14:30	屈巢公民館(跡地)
4月24日(日)	13:00~14:30	鴻巣市役所

※市ホームページにも掲載しています

## 知っていますか？ 障害者差別解消法

Vol.4

障がいのある方とない方が分け隔てられることなく、全ての国民がお互いに人格と個性を尊重し合って共に暮らせる社会を実現するために、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されます。4回シリーズの最終回である今月号では、障害者差別解消法のその他の施策についてお知らせします。

問い合わせ／福祉課障がい福祉担当（内線2617）

### Q 差別をされたときの相談窓口は？

A 障がいを理由とする差別にかかわる相談や紛争解決は、まず市の福祉課にご相談ください。そこで解決できない場合も、その内容に応じて相談窓口を紹介いたします。

### Q 障害者差別解消支援地域協議会とは？

A 障がいを理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決の取組みを進めるため、国や地方公共団体の機関が、それぞれの地域で障害者差別解消支援地域協議会を組織できることにしています。協議会が組織され、関係する機関などのネットワークが構成されることによって、いわゆる「制度の谷間」や「たらい回し」が生じることなく、地域全体として、差別の解消に向けた主体的な取組みが行われるようになります。

### Q この法律はいつからスタートするの？

A 平成28年4月1日から施行されます。法律が施行されると、不当な差別的取扱いは、行政機関だけでなく民間事業者でも禁止されます。また、障がいのある方への合理的配慮については、行政機関には法的な義務が生じ、民間事業者には努力義務が生じます。一般の方が個人的な関係で障がいのある方と接するような場合や、個人の思想や言論は対象となりませんが、障がいを理由とする差別を解消することは、社会全体の責務です。一人ひとりがこの法律を理解し、誰もが暮らしやすい社会を作っていきましょう。

